

九州北部豪雨による住宅被害などの被災者支援に関する各種制度のお知らせ

※それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合があります。被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については支援制度ごとに記載している問い合わせ先にご相談ください。(7月24日現在)

り災証明書、り災届出証明書について

今回の豪雨災害により、住宅などについて被害を受けたことを証明する「り災証明書」や、被害を届け出たことを証明する「り災届出証明書」の申請受付を行っています。損害保険金の請求や各種被災者支援制度を利用するために証明書が必要な人は、被災状況が分かる写真(家屋等の外観、内観、損壊した部位)などを添付して申請してください。住宅を修繕・解体すると、り災証明書を発行できない場合があります。あらかじめ被災箇所をカメラなどで撮影しておいてください。

り災証明書は被害を受けた家屋を調査した上で発行します。発行までに時間がかかりますが、ご理解、ご協力をお願いします。

●申請窓口 柳川庁舎3階安全安心課、大和・三橋庁舎市民サービス課

問い合わせは、市安全安心課(☎77・8153)まで。

被災者生活再建支援制度(被災者生活再建支援法)

県は、今回の豪雨災害で住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯に支援金を支給します。なお、世帯の人数が1人の場合は、支給金額が4分の3になります。

●支援内容

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
▷全壊した世帯、住宅が半壊し危険な状態になり解体する世帯など=100万円▷大規模半壊した世帯=50万円

②再建方法に応じて①に加算する支援金(加算支援金)
▷住宅を建設、購入する世帯=200万円▷住宅を補修する世帯=100万円▷住宅を貸借する世帯=50万円

●申請書類 ①り災証明書、住民票など②住宅の購入、貸借などの契約書など

●申請期間 ①災害発生日から13か月以内②災害発生日から37か月以内

問い合わせは、市水害復興生活支援室(☎73・8111)まで。

災害援護資金の貸付(災害弔慰金の支給等に関する法律)

災害により負傷または住居、家財に被害を受けた人に対して、生活再建に必要な資金を貸し付けます。

●貸付限度額

○世帯主に1か月以上の負傷がある場合 当該負傷のみ=150万円、家財の3分の1以上の損害=250万円、住居の半壊=270万円、など

○世帯主に1か月以上の負傷がない場合 家財の3分の1以上の損害=150万円、住居の半壊=170万円など

●貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)

●据置期間 3年以内(特別の場合5年)

●償還期間 10年以内(据置期間を含む)

●対象 世帯主が災害により負傷して療養にかかる期間がおおむね1か月以上、家財の3分の1以上の損害などの被害を受けた世帯主が対象

●所得制限 世帯の人数によって市民税における前年の総所得金額で所得制限があります。

▷世帯員1人=上限220万円▷世帯員2人=上限430万円▷世帯員3人=上限620万円▷世帯員4人=上限730万円▷世帯員5人以上=上限は1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は上限1270万円

●申請書類 り災証明書など

問い合わせ先は、市福祉課(☎77・8514)まで。

生活福祉資金制度による貸付

災害で被害を受けた低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に、必要な経費を貸し付けます。申請には、り災証明書、住民票、借入申込書などが必要です。なお、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金が優先となります。

□災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

●内容 住宅の補修や家財道具の購入など

●貸付限度額 150万円以内、貸付利率は年1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)

●据置・償還期間 据置6か月以内、償還7年以内

□緊急小口資金

●内容 緊急で一時的に生活の維持が困難になった場合の少額の貸付。連帯保証人は不要

●貸付限度額 10万円以内(無利子)

●据置・償還期間 据置2か月以内、償還8か月以内
問い合わせは、市社会福祉協議会(☎72・5347)へ。

災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、自然災害で被災した住宅を復旧するための融資を受け付けています。なお、融資を受けるためには、同機構が定める基準を満たす必要があります。

●対象 ▷補修=住宅に10万円以上の被害を受け、り災証明書の発行を受けた人▷建設・購入=住宅が全壊したというり災証明書の発行を受けた人など
※このほかに条件があります。

●融資限度額 ▷補修=640万円など▷建設=基本融

資額1460万円、特例加算額450万円など▷購入=基本融資額2430万円など(中古住宅購入の融資あり)
資料請求、問い合わせは、同機構(☎0120・086・353)まで。

税、保険料、保育料の減免、納付猶予など
※必要書類などは各問い合わせ先に確認してください。

□個人市民税、固定資産税の減免

個人市民税は、住宅が床上浸水以上の被害があった場合に、所得金額に応じて減免できる場合があります(所得金額に上限あり。保険金や損害賠償金などで補てんされる場合を考慮して決定)。

固定資産税は、床上浸水以上の家屋や、償却資産などが被害を受けた場合に減免できる場合があります。

柳川庁舎税務課や大和・三橋庁舎市民サービス課に減免申請書やり災証明書などを提出してください。

個人市民税の問い合わせは市税務課市民税係(☎77・8453)、固定資産税の問い合わせは同課固定資産税係(☎77・8456)まで。

□市税の納付猶予

住宅などの財産に被害を受けた納税者は、申請日から原則1年以内の期間に限り、市税を納付することができないと認められる金額を限度として、納税を猶予できます。猶予期間中の延滞金は免除です。

●申請に必要なもの り災証明書、印鑑、別世帯の代理人が申請する場合は委任状が必要

申請、問い合わせは、市収税対策課(☎77・8462、77・8463)まで。

□国税について

災害により国税の申告や申請、請求、納税などを期限までにできない場合は、税務署へ申請すると期限の延長や納税の猶予ができる場合があります。

問い合わせは、大牟田税務署(☎52・3245)へ。

□国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、医療費の個人負担額の減免、被保険者証などの再交付

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の納付や、医療機関への窓口負担分の支払いが困難な場合、床上浸水以上で住宅や家財に被害があり、所得の状況などの条件を満たすと一定期間減免できる場合があります。(保険金や損害賠償金などで補てんされる金額は除く)。また、被保険者証や、乳幼児・障害者・ひとり親家庭等医療証などの再交付も各庁舎で行います。

国民健康保険の問い合わせは市健康づくり課国民健康保険係(☎77・8506)、後期高齢者医療の問い合わせは同課医療係(☎77・8503)まで。

□国民年金保険料の免除

住宅や家財などの被害金額が、家屋や家財などの価格のおおむね2分の1以上の被害があつて、所得の状況などの条件を満たすと、国民年金保険料を免除できる場合があります。

問い合わせは、市健康づくり課国民年金係(☎77・

8533)まで。

□介護保険料、介護保険利用者負担額の減免、被保険者証などの再交付

住宅や家財などが著しい被害を受けた場合、介護保険料や介護保険利用者負担額の減免ができる場合があります(保険金や損害賠償金などで補てんされる場合を考慮して決定)。また、被保険者証や利用者負担額減額認定証などの再交付も各庁舎で行います。

問い合わせは、市福祉課高齢者福祉係(☎77・8516)へ。

□保育所保育料の減免

住宅に著しい被害を受けた場合、保育所保育料の減免を受けることができます。減免の申し込みは、柳川庁舎子育て支援課、大和・三橋庁舎市民サービス課にり災証明書を添付して申請してください。

●減免内容 床上浸水以上の世帯の保育料を減免

問い合わせは、子育て支援課子育て支援係(☎77・8523)まで。

水道料、下水道使用料の減免

水道水を洗い水として使用した床上・床下浸水の世帯に水道料や、下水道使用料を減免します。今回の災害で移転する場合、水道の開始・中止手数料はり災証明書を提出すると免除します。

●減免期間 6月から7月使用までの期間の1か月

●減免内容 昨年の同じ月の使用した水量と比べて、増加水量分の料金を減免

問い合わせは、市水道課料金係(☎77・8596)、市下水道課維持管理係(☎77・8585)まで。

教科書などの無償給与(災害救助法)

住宅が床上浸水以上の被害を受け、学用品を失った小中高校などの児童や生徒に、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。なお、通学途中や学校の浸水で学用品などを失ったときも対象となる場合があります。

問い合わせは、市学校教育課(☎77・8863)まで。

住民基本台帳カード、印鑑登録証など再発行

災害で紛失した住民基本台帳カードや市民カード、印鑑登録証の再発行を行います。り災証明書や官公署発行の顔写真付き証明書などが必要です。

問い合わせは、市民課(☎77・8472)まで。

金融機関、保険会社などの取扱い

財務省福岡財務支局と日本銀行福岡支店は、各金融機関や生命保険会社などに、預金証書や通帳を紛失した場合に本人確認による払い戻しや、定期預金などの期限前払い戻し、生命保険金や損害保険金の支払いの迅速な対応などを要請しています。必要書類や対応などについては、各金融機関や生命保険会社などに確認してください。

問い合わせは、財務省福岡財務支局金融調整官(☎092・411・7281)まで。